ACSES ニュースレター_２０６０号（2021 年 3 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（13 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇ルネサス、工場火災で生産停止　半導体大手、茨城・ひたちなか<Web 報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:空気圧縮機で火災等<消費者庁>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・令和３年度「全国安全週間」を７月に実施します<厚生労働省>
・けいそう土のバスマットなど 輸入時のチェック強化へ 厚労省<放送報道>
・「令和２年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表<消防庁>
・リチウムイオン電池及び充電器の使用に関する注意 <国民生活センター>
[大災害対策]
・いつもの食品で、もしもの備えに！　食品備蓄のコツとは？<政府>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 令和元年度 PRTR データの概要等について－化学物質の排出量・移動量の集計結果等－<環境省>
◇令和元年度 PRTR データを取りまとめました-第一種指定化学物質の排出量･移動量の集計結果等-<経済産業省>
[4] 温暖化対策関係
◇2020 年度 L2-Tech 認証製品一覧の公表について<環境省>
[5] 調査、公募、意見募集等
[調査結果]
◇令和元年度（平成 31 年度）騒音規制法等施行状況調査の結果について<環境省>
◇令和元年度（平成 31 年度）振動規制法等施行状況調査の結果について<環境省>
◇令和元年度（平成 31 年度）悪臭防止法等施行状況調査の結果について<環境省>
◇気候変動に関する世論調査<内閣府>
[6] その他省庁発表　　３件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　４件　　[開催記録、報告、資料等]　　２件
[8] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：４件
[付録]
◇乳幼児のたばこの誤飲に注意しましょう!-加熱式たばこは紙巻たばこより誤飲しそうになった割合が高く、より注意が必要です-<消費者庁>

木五倍子（キブシ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇ルネサス、工場火災で生産停止　半導体大手、茨城・ひたちなか

＜共同通信　2021 年 3 月 20 日＞　https://this.kiji.is/745772971471142912?c=39546741839462401

半導体大手ルネサスエレクトロニクスは 19 日、自動車向け半導体などを手掛ける那珂工場（茨城県ひたちなか市）で火災があり、一部の施設で生産を停止したと発表した。すでに鎮火。出火原因は不明で、けが人はいなかった。火災があった施設の生産再開のめどは未定としている。

同社によると、火災は 19 日午前 2 時 47 分ごろに発生し、午前 8 時 12 分ごろに消防が鎮火を確認した。半導体は世界的に需給が逼迫しており、増産が急務となっている。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:空気圧縮機で火災等

＜消費者庁　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/023553/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210319_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件
（うち石油ストーブ（開放式）２件、ガスこんろ（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち空気圧縮機１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：５件
（うち照明器具（投光器、充電式）１件、マットレス１件、電気オーブン１件、換気扇１件、電気サウナバス１件）

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・令和３年度「全国安全週間」を７月に実施します

～令和３年度のスローガンを決定。すべての働く方が安全に働くことのできる職場の実現などを呼びかけ～

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tILUMpcNGYa7MBY

〈令和３年度の「全国安全週間」スローガン〉　**持続可能な安全管理　未来へつなぐ安全職場**

今年で 94 回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しており、令和２年の労働災害による死亡者数は３年連続で過去最少となる見込みです。

一方、休業４日以上の労働災害による死傷者数は、高齢者の労働災害、転倒災害や「動作の反動・無理な動作」による労働災害が年々増加していることに加え、新型コロナウイルス感染症の罹患による労働災害の増加により、平成 14 年以降で最多となる見込みです。

このような背景を踏まえて今年度のスローガンでは、働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を呼びかけています。

厚生労働省では、７月１日（木）から７日（水）までを「全国安全週間」、６月１日（火）から 30 日（水）までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

（別添資料）令和３年度全国安全週間実施要綱

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000755727.pdf

・けいそう土のバスマットなど 輸入時のチェック強化へ 厚労省

＜NHK　2021 年 3 月 21 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210321/k10012925801000.html

中国から輸入され販売されたけいそう土のバスマットなどに基準を超えるアスベストが含まれていることが相次いで明らかになったことを受け、厚生労働省は輸入する際のチェック体制を強化するため、関係する省令を改正する方針を固めました。

家具日用品店やホームセンター、スーパーなどで販売されたけいそう土のバスマットやコースターなどに基準を超えるアスベストが含まれていることが去年 12 月以降、相次いで明らかになり、自主回収の対象は 300 万点以上

に上ります。
これまでに健康被害などは確認されていないということです。
厚生労働省が調べた結果、これらの商品は中国で製造され輸入されていました。
中国では一部のアスベストについて製造や販売が禁止されておらず、日本の会社が輸入する際にアスベストが含まれていないかを十分に調べていなかったとみられるということです。
このため、厚生労働省は輸入する際のチェック体制を強化するため、関係する省令を改正する方針を固めました。
具体的にはけいそう土を主な材料とするバスマットなどを輸入する際は会社側には試験所で商品の成分の分析を行い結果が記された書面で基準を超えるアスベストが含まれていないことを確認することが義務づけられます。
厚生労働省は省令の改正案を来月にも審議会に諮問し、年内の施行を目指すことにしています。

・「令和２年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表
＜消防庁　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/210316_kyuuki_01.pdf
近年の救急出動件数の増加に加え、高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や我が国での感染患者の増加、環境や生活様式の変化等を背景として、救急需要は多様化しています。これらの状況を踏まえ、いかにして救急業務を安定的かつ持続的に提供するかは、救急業務に係る主要な課題となっています。こうした課題に対応するため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」、「救急車の適正利用の推進」等を目的として、「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。
このたび、検討結果を報告書として取りまとめましたので公表します。
○ 資料の入手方法
・検討結果の概要は、別添１のとおりです。
・報告書の全文は、消防庁ホームページに掲載します。
（URL: https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-57.html）
【連絡先】 消防庁救急企画室

・リチウムイオン電池及び充電器の使用に関する注意
＜国民生活センター　2021 年 3 月 18 日＞
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210318_1.html
　充電することにより繰り返し使用できるリチウムイオン電池は、高容量化、小型化、そして安全性の確保によって利便性が向上し、さまざまな商品に使用されるようになっています。日常の生活に身近な商品であるスマートフォンやタブレット端末をはじめ、モバイルルーター、モバイルバッテリーといった機器にもリチウムイオン電池が使用されています。
　リチウムイオン電池は多くのエネルギーを蓄えられる一方で、近年、電車内などで、カバンに入れていたモバイルバッテリー等からの発煙、発火といった事故がしばしば報道され、それらは機器に内蔵されたリチウムイオン電池が出火元とされています。また、東京消防庁の「令和２年版　火災の実態」（令和２年９月発行）では、リチウムイオン電池関連の製品からの火災は年々増加していると報告されています。
　PIO-NET にも、「充電端子が発熱、発煙した」、「リチウムイオン電池が膨張した」、「スマートフォン本体が発熱した」といったリチウムイオン電池や充電の際の危害や危険に係る相談が継続的に寄せられており、中には充電中に爆発し火災になったという事例もみられました。
　そこで、当センターで依頼をもとにテストを実施した事例を紹介するとともに、事故の再現テスト等を実施し、消費者へ情報提供することとしました。
関連する法令・表示について
　電気用品安全法の対象となる品目について、法令に定められた技術基準適合などの義務を届出事業者が果たした証として、PSE マーク等を商品に表示することができます。この PSE マーク及び定められた表示がされている電気用品でなければ、販売、又は販売のための陳列を行うことが禁止されています。なお、インターネット通販サイトなどで「PSE 認証済み」などと謳い販売されている商品がみられますが、PSE マークは、事業者が電気用品安全法に定められた義務を履行していることを自ら証明するもので、「国から取得」したり、「PSE 認証取得」するようなものではありません。
発熱及び焼損に関わる再現テスト
充電端子に異物が混入した際の発熱
充電端子内に導電性の異物が混入した状態でモバイルバッテリーを充電すると、充電端子が発熱・発煙し、樹脂

部分の溶融がみられました
充電器の出力電流による発熱の違い
外観に違いはみられなくても、充電器の出力電流によって表面温度に差がみられました
充電及び動作中のスマートフォンの発熱
スマートフォンを充電しながら動画を連続再生すると、表面温度が上昇したほか、放熱が妨げられるとさらに温度が上昇しました
モバイルバッテリーの異常による事故を想定したテスト
リチウムイオン電池が熱暴走すると、急激に温度が上昇して勢いよく発煙し、周辺物が焼損する様子がみられました
消費者へのアドバイス
充電端子が熱くなったり、異臭がするなど異常を感じた場合は直ちに使用を中止しましょう
リチウムイオン電池に膨張がみられたら使用を控え、交換または適切に廃棄しましょう
充電器の定格出力を確認し、接続するスマートフォンやモバイルバッテリーなどの仕様に応じて適切な充電器を使うようにしましょう
リチウムイオン電池を搭載した機器や充電器を放熱が妨げられる環境下で使用すると高温になるおそれがあります。使用中や充電中は発熱することを認識しておきましょう
製造・販売元や型式が明示されていない商品や、仕様が不明確な商品を購入するのは避けましょう
業界・事業者への要望
モバイルコンピューティング推進コンソーシアム
リチウムイオン電池を搭載した機器や充電器の使用上の注意について、継続した啓発活動を要望します
製造・販売事業者
取り扱う商品について、関連法令を遵守し、適切に製造・販売されることを要望します
インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼
法令に基づく基準を満たしていない商品が販売されないよう協力を依頼します

□***大災害、原発事故対策***

[大災害対策]

・**いつもの食品で、もしもの備えに！　食品備蓄のコツとは？**

＜政府広報　2021 年 3 月 11 日＞　https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202103/2.html

ポイント

①　なぜ、食品の家庭備蓄が必要なの？

大きな災害が発生すると、電気、ガス、水道などのライフラインが使えなくなり、物流機能も止まり、1 週間以上食品が手に入らない状況が想定されるためです。

②　何をどれだけ備蓄すればいいの？

最低 3 日分、できれば 1 週間分。必需品は、水とカセットコンロ、カセットボンベ。缶詰やレトルト食品、カップめん、乾物など保存しやすい食品を備えましょう。

③　食品の備蓄を始めるには？

まず普段食べているカップめんや缶詰、インスタント味噌汁など少し多めに買い置きし、賞味期限の古いものから消費し、食べたらその分を補充していく方法があります。

④　乳幼児や高齢者、持病・アレルギーのある方は？

乳幼児や食べる力が弱い方、アレルギーのある方など配慮が必要な方には、その方に合った特殊食品の備蓄が必要です。災害時は手に入りにくいため、2 週間分以上を備蓄しておきましょう。

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇**省庁発表**

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2021 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17507.html

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2021 年 3 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年３月 20 日版）
＜厚生労働省　2021 年３月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17506.html
・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(3 月 19 日各自治体公表資料集計分)
＜厚生労働省　2021 年３月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17505.html
・国内の発生状況について更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzsYfRN5IIHIOLJRY

[対策・予防]

◇省庁発表

・「水際対策に係る新たな措置について」更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h39cOVc9ZMWMfPAVY
・スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8PgheuB2HkwwE2pY
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年３月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h39cOVc9ZMWMfOQVY
・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2021 年３月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=O8PgheuB2HkwwFmpY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「首下げ除菌」根拠なし　消費者庁が再発防止命令
＜産経ニュース　2021 年３月 18 日＞　https://www.sankei.com/life/news/210318/lif2103180037-n1.html
　「首から下げるだけで空間除菌」などとうたって販売された「サラリトウイルスブロッカー」について、消費者庁は１８日、根拠がなく景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、販売した「レッドスパイス」（横浜市）に再発防止命令を出した。消費者庁は「携帯型の空間除菌用品は、狭い空間で実験しただけのことが多く、効果がない可能性がある」と注意を呼び掛けている。
　消費者庁によると、商品の包装や自社サイトに「家・電車などウイルスが気になる場所から普段いる場所まで」「塩素成分で周囲を除菌」などと表示した。
　同庁が根拠の提出を求めたが、レッドスパイスの資料には菌についての記述しかなかった。担当者は「中国で試験をしたが、詳細は分からない」と話したという。

・アストラワクチン接種再開相次ぐ、英仏首相も　北欧は慎重
＜ロイター　2021 年３月 20 日＞
https://jp.reuters.com/article/health-coronavirus-astrazeneca-idJPKBN2BB1ZY
・接種世界一なのに感染拡大のチリ　ワクチンが遠因？
＜朝日新聞　2021 年３月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP3M7WZXP3MUHBI00V.html
・マスク着用、あと数年必要　英のワクチン接種責任者
＜共同通信　2021 年３月 22 日＞　https://www.47news.jp/news/6001059.html

◇マスコミ報道　見出し

・10 人感染　マスク外し接客常習化
＜読売新聞　2021 年３月 20 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210320-OYT1T50117/
・変異株感染者、療養の宿泊施設で死亡　容体急変か　神戸
＜神戸新聞　2021 年３月 21 日＞　https://www.47news.jp/localnews/6000492.html
****

[3] 令和元年度PRTRデータの概要等について－化学物質の排出量・移動量の集計結果等－
＜環境省　2021 年３月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109302.html
　環境省は、経済産業省と共同で、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づく化学物質の令和元年度の排出量・移動量等のデータの集計等を行い、その結果を取りまとめました。

令和元年度の届出排出量は140千トン(前年度比5.7%の減少)、届出移動量は244千トン(同0.7%の減少)、その合計は384千トン（同2.6%の減少）となりました。

排出量・移動量等の集計結果は、事業者から届出された事業所ごとの届出排出量・移動量とともに、環境省のウェブサイト上で公表します。

１．経緯

平成11年７月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「化管法」という。）に基づき、化学物質排出・移動量届出（PRTR：Pollutant Release and Transfer Register）制度が導入されました。

PRTR制度の導入により、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境中へ排出した量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）の届出を行い、国はその集計結果及び推計を行った届出対象外の排出量の集計結果を公表することとなっています。

令和元年度の届出排出量･移動量については､令和２年４月１日から令和２年７月31日までの間に､全国33,318の事業所から届出が行われました。なお、今年度の届出については新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、届出期間を７月31日まで延長しました。

今般、環境省は、経済産業省と共同で、化学物質の届出排出量・移動量（PRTR データ）を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を集計表として取りまとめました。なお、平成20年11月の化管法施行令の改正により、平成22年度の届出から、対象物質の見直し（354物質に代えて462物質を指定）及び医療業の対象業種への追加がなされています。

２．令和元年度PRTRデータのポイント

（１）届出排出量・移動量

令和元年度の１年間に届出対象事業者が把握し､令和２年４月１日から令和２年７月31日までに届出を行った排出量・移動量を集計しました。令和元年度は、前年度に比べ、届出排出量・移動量ともに減少しました。

このうち、平成22年度の届出対象物質の見直し前後で継続して届出対象物質として指定されている物質（以下「継続物質」という。276物質。）について比較したところ、届出排出量・移動量ともに減少しました。

●全対象化学物質（462物質のうち届出があった433物質）

	平成30年度	令和元年度	前年度との比較（△：減少）
届出事業所数（事業所）	33,749	33,318	△1.3%
届出排出量（トン）	148,658	140,127	△5.7%
届出移動量（トン）	245,559	243,927	△0.7%
届出排出量・移動量（トン）	394,218	384,054	△2.6%

●継続物質（276物質のうち届出があった262物質）

	平成30年度	令和元年度	前年度との比較（△：減少）
届出排出量（トン）	132,409	124,817	△5.7%
届出移動量（トン）	220,971	219,750	△0.6%
届出排出量・移動量（トン）	353,380	344,568	△2.5%

（２）届出外排出量

届出対象以外の事業所や、家庭、自動車等からの排出量については国が推計を行いました。その結果、令和元年度に推計対象とした物質（335物質）の届出外排出量は206,179トンでした。前年度の届出外排出量は221,047トンでしたが、推計対象とした物質数は今年度と異なり、また一部の項目について推計方法の見直しを行っています。

（３）前年度と比較した傾向

・ 届出事業所数：届出事業所数は33,318で微減（前年比△431事業所)、届出事業所数の減少の寄与が最も大きかった業種は燃料小売業（前年比△186事業所）でした。

・ 届出排出量：届出排出量が増加した主な業種は船舶製造・修理業、舶用機関製造業（前年度比＋0.56千トン)、倉庫業（同＋0.19千トン)、家具・装備品製造業（同＋0.030千トン）でした。一方、届出排出量が減少した主な業種は化学工業（前年度比△1.8千トン)、非鉄金属製造業（同△1.3千トン)、プラスチック製品製造業（同△1.3

千トン）でした。
・ 届出移動量：届出移動量が増加した主な業種は化学工業（前年度比＋4.1 千トン）、医薬品製造業（同＋0.98 千トン）、電気業（同＋0.44 千トン）でした。一方、届出移動量が減少した主な業種は窯業・土石製品製造業（前年度比△4.0 千トン）、電気機械器具製造業（同△1.2 千トン）、プラスチック製品製造業（同△0.81 千トン）でした。
・ 届出外排出量：今年度、汎用エンジンや特殊自動車等の推計方法の見直しを行ったこと等により、届出外排出量が減少しています（汎用エンジン：平成 30 年度 3.1 千トン→令和元年度 1.3 千トン、特殊自動車：平成 30 年度 4.3 千トン→令和元年度 2.0 千トン）。
３．公表資料
公表資料につきましては、本日３月 19 日から以下のウェブサイトに掲載します。
環境省 https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
（集計結果：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html）
（個別事業所のデータ：https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html）
経済産業省 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
４．その他
環境省では、集計結果から作成したグラフ・地図など、膨大な PRTR データを分かりやすく表示した資料を前述のウェブサイトに掲載しています。
また、PRTR 制度を広く一般の方にも御理解・御活用いただけるよう、PRTR データについて分かりやすく解説した「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック ー化学物質による環境リスクを減らすためにー」を毎年作成しています。今回公表した令和元年度集計結果の解説を追加するなど内容を新たにしたガイドブックについては、令和３年 10 月を目途に公表する予定です。なお、現在は上記ウェブサイトにて平成 30 年度集計結果を掲載したガイドブックを公開しています。
添付資料
別添１　令和元年度ＰＲＴＲデータ（化学物質の排出量・移動量の集計結果）の概要
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115845.pdf
別添２　届出排出量・移動量の経年変化の概要について
https://www.env.go.jp/press/files/jp/115846.pdf

◇令和元年度 PRTR データを取りまとめました
-第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果等-
＜経済産業省　2021 年 3 月 19 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319006/20210319006.html
経済産業省及び環境省は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、事業者から届出のあった化学物質の令和元年度の排出量・移動量等のデータの集計を行い、今般、その結果を取りまとめました。
届出のあった排出量は 140 千トン（対前年度比 5.7%の減少）、移動量は 244 千トン（対前年度比 0.7%の減少）となり、排出量と移動量の合計は 384 千トン（対前年度比 2.6%の減少）となりました。
本日より、経済産業省及び環境省のホームページ上で個別事業所データ等を公表します。
1. 経緯
平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に基づき、「化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）」が導入されました。
PRTR 制度では、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められ、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質（第一種指定化学物質）について、事業者は環境中へ排出した量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計値の集計結果を公表することとされています。
経済産業省は、環境省と共同で当該排出量等を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を取りまとめました。集計結果及び個別事業所データについては、本日から、両省のホームページに掲載します。
2. 令和元年度 PRTR データの概要
(1) 届出排出量・移動量
届出のあった全国の 33,318 事業所の令和元年度の排出量・移動量について集計したところ、排出量は 140 千トン

（対前年度比 5.7%の減少）、移動量は 244 千トン（対前年度比 0.7%の減少）、排出量と移動量の合計では 384 千トン（対前年度比 2.6%の減少）となりました。排出量は 2 年連続の減少、移動量は 4 年ぶりの減少となりました。

図1 届出排出量･移動量の推移

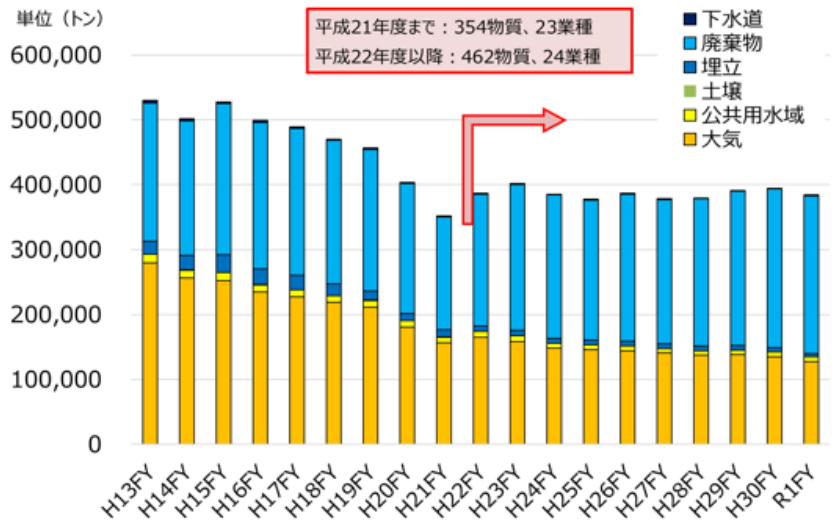

また、施行令改正前後における継続物質※の排出量は 125 千トン（対前年度比 5.7%の減少）となり、引き続き減少傾向となりました。
※継続物質：物質見直しの前後で継続して届出対象物質として指定されている 276 物質。

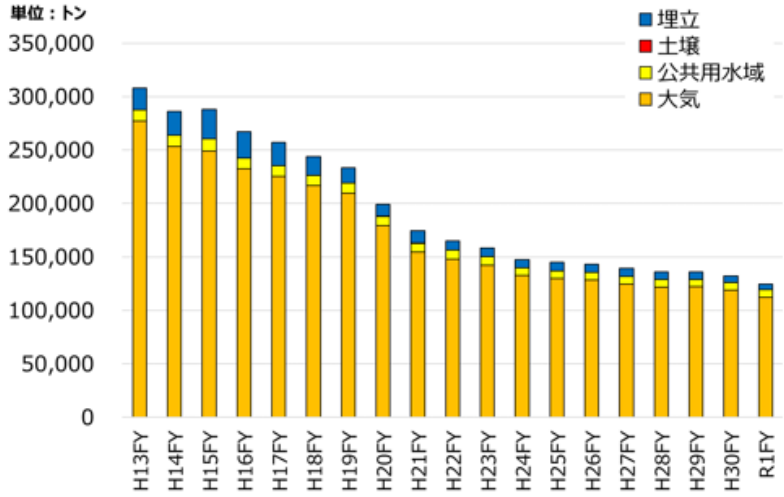

図２ 継続物質の届出排出量の推移

(2) 国が推計を行った届出外排出量
対象業種からの届出外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、移動体からの排出量について推計を行ったところ、全国の合計で 206 千トンでした。

3. 集計結果の公表
集計結果の資料については、以下のホームページにて掲載します。

経済産業省　https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
環境省外部リンク　http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html
（データの集計）独立行政法人製品評価技術基盤機構　化学物質管理センター

関連資料
令和元年度 PRTR データ（化学物質の排出量・移動量の集計結果）の概要

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319006/20210319006-1.pdf
届出排出量・移動量の経年変化の概要について
https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319006/20210319006-2.pdf
関連リンク
集計結果の公表
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html
****

[4] ***温暖化対策関係***

◇2020 年度 L2-Tech 認証製品一覧の公表について
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109323.html
環境省では、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）L2(エルツ)-(ー)Tech(テック)の普及促進を進めています。
昨年 12 月に「2020 年度 L2-Tech 水準表」を公表するとともに、同水準表に基づいた L2-Tech 認証製品の募集を行いました。
このたび、メーカーから申請があった製品について、L2-Tech 認証制度において設置する審査・認証検討委員会の審査結果に基づき、環境省が認証した結果を「2020 年度 L2-Tech 認証製品一覧」としてまとめましたので、公表します。
１．背景
環境省では、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす L2 エルツ--Tech テックの普及促進を進めています。
これは、先導的低炭素技術に関する情報を整備するものであり、国内外に発信して技術を導入する際の参考としていただき、大幅なエネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進するものです。
平成 26 年度より、L2-Tech 情報の体系的な整理を行い、平成 27 年度からは認証制度として、最高効率を有する設備・機器等について「L2-Tech 認証製品一覧」としてまとめ、情報発信、普及を推進しています。
※　先導的（Leading）な低炭素技術（Low-carbon Technology）
２．認証結果
以下に示す①～③の全てを満たす製品を認証の対象とし、該当する製品を製造又は販売している日本法人を対象として公募し、この度、3,586 製品（親型番製品数：1,156 製品）を認証しました。
①2020 年度 L2-Tech 水準表に掲載されている設備・機器等に該当する製品
②発売済又は令和３年３月５日（金）までに発売予定の製品
③国内で製造又は販売している製品
認証された製品には審査時点の L2-Tech 水準が識別可能な認証が付与されます（2020 年度 L2-Tech 水準表に基づき認証された今回の認証製品は「L2-Tech 2020 年度」として認証されます）。
なお、結果詳細については、「2020 年度 L2-Tech 認証製品一覧」を参照ください。
３．今後の予定
L2-Tech 認証制度は 2020 年度で終了し、2021 年度以降については「L2-Tech 水準表」の作成及び「L2-Tech 認証製品」の認定は行わない予定です。一方で、先導的低炭素技術の更なる普及に向けて、後継となる認証制度の検討を進めています。
４．参考
L2-Tech に関する関連情報については、以下のホームページに掲載しています。
○「環境大臣による「L2-Tech・JAPAN イニシアティブ」
https://www.env.go.jp/earth/l2_tech_japan/index.html
＜添付資料＞　http://www.env.go.jp/press/109323.html を参照ください。
****

[5] ***調査、公募、意見募集等***

[調査結果]

◇令和元年度（平成 31 年度）騒音規制法等施行状況調査の結果について
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109314.html
都道府県等からの報告に基づき、令和元年度(平成 31 年度)（以下「令和元年度」）における騒音に係る環境基準の達成状況及び苦情の件数のほか、騒音規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取

りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、騒音防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、環境基準の達成状況、騒音規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）騒音に係る環境基準の達成状況

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域を有する市区町村は、令和元年度末において、全国の市区町村数の 71.3%に当たる 1,242 市区町村（前年度 1,239 市区町村）でした。

令和元年度に環境騒音の測定を実施した地方公共団体数は 315 市区町村（前年度 320 市区町村）であり、全測定地点 2,628 地点（前年度 2,591 地点）のうち、89.0%（前年度 89.4%）の地点で環境基準を達成していました。

（２）騒音に係る苦情の件数

騒音に係る苦情の件数は、令和元年度は 15,726 件（前年度 16,165 件）で、前年度に比べ 439 件減少しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く 6,062 件（全体の 38.5%）、工場・事業場が 4,422 件（同 28.1%）、営業が 1,411 件（同 9.0%）等でした。

（３）騒音規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

騒音規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で、全国の市区町村数の 75.3%に当たる 1,311 市区町村（前年度 1,311 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和元年度末時点で、全国で 211,468 件（前年度 212,783 件）でした。また、同法に基づき令和元年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、86,268 件（前年度 89,041 件）でした。

（４）騒音規制法に基づく措置の状況

令和元年度の騒音規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 553 件（前年度 908 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 98 件（前年度 130 件）、立入検査は 365 件（前年度 499 件）、騒音の測定は 195 件（前年度 205 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 99 件（前年度 112 件）でした。また、行政指導が 414 件（前年度 594 件）、同法に基づく改善勧告が１件（前年度３件）、改善命令が０件（前年度０件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 2,015 件（前年度 1,958 件）でした。当該年度に行われた騒音規制法に基づく報告の徴収は 223 件（前年度 229 件）、立入検査は 1,508 件（前年度 1,387 件）、騒音の測定は 220 件（前年度 202 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 60 件（前年度 56 件）でした。また、行政指導が 1,675 件（前年度 1,547 件）、同法に基づく改善勧告が０件（前年度０件）、改善命令が０件（前年度０件）でした。

３．その他

令和元年度騒音規制法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和元年度騒音規制法施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

https://www.env.go.jp/air/noise/index.html

◇令和元年度（平成 31 年度）振動規制法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109313.html

都道府県等からの報告に基づき、令和元年度(平成 31 年度)（以下「令和元年度」）における振動に係る苦情の件数のほか、振動規制法に基づく地域指定の状況、届出件数及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、振動防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、振動規制法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）振動に係る苦情の件数

振動に係る苦情の件数は、令和元年度は 3,179 件（前年度 3,399 件）で、前年度に比べ 220 件減少しました。

苦情の内訳をみると、建設作業が最も多く、2,266 件（全体の 71.3%）、工場・事業場が 481 件（同 15.1%）、道路交通が 227 件（同 7.1%）等でした。

（２）振動規制法に基づく地域指定の状況及び届出件数

振動規制法に基づく規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で、全国の市区町村数の 70.9%に当たる 1,235 市区町村（前年度 1,234 市区町村）でした。

同法に基づき届出された規制対象の工場・事業場（特定工場等）の総数は、令和元年度末時点で、全国で 130,146 件（前年度 132,210 件）でした。また、同法に基づき令和元年度に届出された規制対象の建設作業（特定建設作業）の総数は、47,068 件（前年度 47,543 件）でした。

（３）振動規制法に基づく措置の状況

令和元年度の振動規制法の指定地域内の特定工場等に係る苦情の件数は 87 件（前年度 123 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 12 件（前年度 29 件）、立入検査は 67 件（前年度 70 件）、振動の測定は 24 件（前年度 21 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは３件（前年度２件）でした。また、行政指導が 63 件（前年度 85 件）、同法に基づく改善勧告が０件（前年度０件）、改善命令が０件（前年度０件）でした。

指定地域内の特定建設作業に係る苦情の件数は 606 件（前年度 691 件）でした。当該年度に行われた振動規制法に基づく報告の徴収は 61 件（前年度 72 件）、立入検査は 474 件（前年度 510 件）、振動の測定は 66 件（前年度 53 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 10 件（前年度５件）でした。また、行政指導が 504 件（前年度 546 件）、同法に基づく改善勧告が０件（前年度０件）、改善命令が０件（前年度０件）でした。

３．その他

令和元年度振動規制法施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和元年度振動規制法施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

https://www.env.go.jp/air/sindo/index.html

◇令和元年度（平成 31 年度）悪臭防止法等施行状況調査の結果について

＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109312.html

都道府県等からの報告に基づき、令和元年度(平成 31 年度)（以下「令和元年度」）における悪臭に係る苦情の件数のほか、悪臭防止法に基づく地域指定の状況、臭気判定士の免状の取得状況及び措置の状況等について取りまとめましたのでお知らせします。

１．目的

環境省では、悪臭防止行政の一層の推進を図るため、毎年度、全国の都道府県、市及び特別区を通じ、悪臭防止法に基づく各種措置の施行状況等について調査を行い、その結果を取りまとめています。

２．調査結果の概要

（１）悪臭に係る苦情の件数

悪臭に係る苦情の件数は、令和元年度は 12,020 件（前年度 11,324 件）で、前年度に比べ 696 件増加しました。

苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く 3,593 件(全体の 29.9%)、サービス業・その他が 1,842 件(同 15.3%)、個人住宅・アパート・寮が 1,474 件（同 12.3%）等でした。

なお、昨年度までは、平成 16 年度から平成 30 年度の苦情件数について、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについては翌年度も苦情件数に含め集計を行っていましたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみ集計しています。

（２）悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法の規制地域を有する市区町村は、令和元年度末時点で、全国の市区町村数の 73.9%に当たる 1,286 市区町村（前年度 1,286 市区町村）でした。

（３）臭気判定士の免状の取得状況

平成８年に創設された臭気判定士の令和元年度末時点での臭気判定士免状取得者数は 3,218 名（前年度 3,316 名）でした。

（４）悪臭防止法に基づく措置の状況

令和元年度の悪臭防止法の規制地域内の工場・事業場に係る苦情の件数は 4,495 件（前年度 4,171 件）でした。当該年度に行われた悪臭防止法に基づく立入検査は 1,496 件（前年度 1,396 件）、報告の徴収は 276 件（前年度 305 件）、悪臭の測定は 78 件（前年度 37 件）で、測定の結果、規制基準を超えていたものは 32 件（前年度 14 件）でした。また、行政指導が 1,269 件（前年度 1,109 件）、同法に基づく改善勧告が３件（前年度０件）、改善命令が０件（前年度０件）でした

３．その他

令和元年度悪臭防止法等施行状況調査の詳細については別紙のとおりです。

また、調査により得られた自治体毎のデータは、後日「令和元年度悪臭防止法施行状況調査報告書」としてホームページで公表する予定です。

◇気候変動に関する世論調査

＜内閣府　2021 年 3 月 19 日＞　https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-kikohendo/index.html

****

[6] ***その他省庁発表***

◇大韓民国産炭酸ニカリウムに対する暫定的な不当廉売関税の課税を決定しました

＜経済産業省　2021 年 3 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319009/20210319009.html?from=mj

---

◇令和２年度大学等卒業予定者の就職内定状況(2 月 1 日現在)を公表します

＜文部科学省　2021 年 3 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1eacwZmCoLncbI

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tILUMpcNGYaP4BY

◇「民間事業者によるカメラ画像を利活用した公共目的の取組における配慮事項～感染症対策のユースケースの検討について～」を公開しました

＜経済産業省　2021 年 3 月 19 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319007/20210319007.html?from=mj

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会（オンライン会議）資料(非公開)

　　3 月 22 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzsYfRN5IIHIOKhRY

１．組換えＤＮＡ技術応用食品等の製造基準の適合確認について

２．その他

・「第 5 回　医療用医薬品の安定確保策に関する関係者会議」を開催（ペーパーレス）します

　　3 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tILUMpcNGYaPcBY

　〇安定確保医薬品の選定及びカテゴリ分類について　　〇その他

・第 2 回ゲーム依存症対策関係者連絡会議の開催について　　3 月 26 日

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-vIrcOp8FEY6HWBY

1　有識者からのプレゼンテーション、意見交換

2　その他

・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議（令和 2 年度第 3 回）の開催について

　　3 月 26 日、Web 会議

＜文部科学省　2021 年 3 月 19 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af1eacwZmCoLncbN

(1) コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング

(2) その他

[開催記録、報告、資料等]

・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第５回運営委員会議事録

　　2 月 24 日、Web 会議

＜厚生労働省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2tILUMpcNGYa7QBY

１．委員長の選出及び委員長代理の指名について

２．感染症定期報告について

３．血液製剤に関する感染症報告事例等について

４．献血血液等の研究開発等への使用に関する報告について
５．人免疫グロブリン製剤の輸出等について
６．各調査会の審議結果について
７．その他

・「脱炭素都市国際フォーラム」の開催結果について　　３月 17 日、オンライン
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109303.html
本フォーラムでは、コミュニティに直結する都市の脱炭素政策と、中央政府・国際機関による後押しの重要性を確認し、今後、本フォーラムで醸成された都市の取組推進のモメンタムを維持しCOP26 に向けて議論を継続していくこと、都市の先進的な取組を世界に広げて、世界で「脱炭素ドミノ」の輪を広げていくことを確認しました。
****

[8] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 56 例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109392.html
・栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内 54 例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109391.html
・茨城県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（家きん国内 41 例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.env.go.jp/press/109390.html
・宮崎県都城市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内 51 例目）に係る移動制限の解除について
＜農林水産省　2021 年 3 月 19 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210319_4.html
****

[付録]

◇**乳幼児のたばこの誤飲に注意しましょう!-加熱式たばこは紙巻たばこより誤飲しそうになった割合が高く、より注意が必要です-**
＜消費者庁　2021 年 3 月 19 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_048/
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_048/assets/caution_048_210319_0001.pdf
家庭内における、乳幼児のたばこの誤飲実態を把握するため、消費者庁でアンケート調査を実施しました。
【調査結果のポイント】
保護者が喫煙する家庭の 2 割で、乳幼児がたばこや吸い殻を口に入れた又は入れそうになったことがある
乳幼児が誤飲しそうになった割合は、加熱式たばこの方が高かった
誤飲しそうになった年齢は 0～2 歳が多い
3 割近くの家庭でたばこや灰皿が乳幼児の手が届く所に置かれている
約 5 割の保護者が乳幼児の前で喫煙している
テーブルの上のたばこや灰皿にあった吸い殻を口にしている乳幼児が多い
子どもが誤ってたばこを食べたり、ニコチンが溶け出した液体を飲んだりすると中毒を起こす危険性があります。
子どもがたばこや吸い殻を誤飲することがないよう、周囲の大人が以下の点に注意することが必要です。
【アドバイス】
(1)家では禁煙を心掛け、子どもの目の前でたばこを吸わないようにしましょう。
(2)子どもの手の届く場所にたばこや灰皿などを置かないようにしましょう。
(3)飲料の缶やペットボトルを灰皿代わりに使用することはやめましょう。
※たばこが浸っていた液体を飲んだ場合、普段と違う様子がある場合は、何も飲ませず、直ちに医療機関を受診しましょう。
********** 以上 **********